

第4回 昭島市事務事業外部評価委員会

議 事 要 旨

〔日 時〕 平成26年10月23日（木）18：00～21：00

〔場 所〕 昭島市役所 6階 602・603会議室

〔出席者〕

1 委員

和田篤彦委員長、船越洋之副委員長、出雲明子委員、竹井和子委員、村上龍男委員、

2 事務局

早川企画部長、灘家行政経営担当主幹、板野財政課長、滝瀬財政係長、進藤企画調整担当主査、吉野企画調整担当主任

3 傍聴者 1名

〔配布資料〕

- ・第4回事務事業外部評価委員会 次第
- ・平成26年度事務事業外部評価事業説明シート及び資料

〔議事要旨〕

1 外部評価対象事業事前説明

事務局から事務事業外部評価説明シート及び資料一式の内容を説明し、担当課より対象事業の説明に入った。

事業番号6 公園維持管理【説明員：永澤管理課長、加藤公園管理係長】

管理課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆前回の説明より、法改正によって児童遊園は都市公園と同じ管理下に置かれるという理解で良いのか。

【村上委員】

○児童遊園という位置づけが法改正によってなくなり、通常の都市公園に含まれる形になる。ただ条例上は別の位置づけで、今後、市の組織の中で児童遊園、公園を一体として名称変更も含め検討を行っていく。【管理課長】

◆委託事業者について、100近い公園があるということは、業者のほうも規模の利益があり、数が多ければやりやすくなる部分もあると思われる。もっと多くの業者に算入してもらい、単価ももっと落とせ

るのではない。また、受託業者について、シルバー人材センターや協同組合が多い、これらは営利団体ではないので、もし利益が出ているならコストを下げるように交渉していただきたい。そのあたりで受託業者の財務内容については把握しているのか。【村上委員】

○児童遊園が今後、都市公園に含まれた時の維持管理の仕方について、現在は維持管理補修についてすべて公園管理係で行っている。清掃、トイレの改修も実務的には公園管理係である。児童遊園のトイレなどの新設にあたっての補助金の申請、貸出にあたっての自治会等の関連事務は子育て支援課が担当しているが、それ以外は公園・児童遊園一括しての管理で今後も変わらないと考えている。コストについて、シルバー人材センターについては高齢者への就労機会の提供も市としての役割であり、仕事をお願いしている。シルバー全体の財務内容について細かい資料はいただいていない。今後も毎年見積もりをいただく中でこれまでの仕事の内容と次年度以降の状況で単価的な面については交渉の余地があると考えている。【管理課長】

◆制度として公園台帳のデータ化を進めたところとご説明いただいたが、児童遊園も含めた形で大きな成果ということなのか。【村上委員】

○これまで紙ベースで台帳を管理していたが、紙面の老朽化が進み、さらに場所を占めることから、データベース化しいつでも画面上で活用できるようになった。ただ都市公園のみであり、児童遊園についてはデータベース化されていない。【公園管理係長】

◆内部評価シートについて、評価欄③達成度が4という評価だが、児童遊園維持管理の達成度は3である。内容的にはほとんど同じで何故評価が違うのか。どう理解すればよいのか。【村上委員】

○公園維持管理については公園設置の時点からすべて管理課で管理を行うことができる。児童遊園についてはトイレの改築等で補助金申請を他課が行うなど、2課にまたがっている事業で円滑性に欠けるということでこのような評価とした。【公園管理係長】

◆データ化により作業上、費用上変わったことはあるのか。【竹井委員】

○コスト面での効果はまだない。データ化したものを紙ベースで保管するかどうかはスペースに制限もあるため検討中だが、データベースだと画面上で活用ができるという点で事務の効率化が図れていると判断している。【公園管理係長】

◆今後の方向性としては作業の一括化、全面委託という説明だが、公園ごとに一括して管理委託をするのと業務ごとに委託するのでは、見積もった場合にどの程度違いが出てくるのか。【竹井委員】

○全体一括というのは、修繕にあたる職員が年々減っていくため、ある程度一定の知識を持った業者に任せの方が効率性が上がると考えられるからで、地域性のある業者に委託することで、きめ細かな対応をしていきたいと考えている。また、老朽化した遊具、設置後50年を経過した公園もあることから樹木、大木の管理についても、こまめに安全管理を行っていく方向で、作業に熟知した業者をお願いしていくのが良いかと検討しているところである。【管理課長】

◆公園ごとなのか。業務ごとなのか。一括管理の委託先が専門性の高い業者を抱えているということなのか。【竹井委員】

○職員がすべての管理をする、目を通すのは厳しいと考えているので、全部を一括で行えるかどうかは分からないが、清掃、除草、刈り込み、安全管理を含めて一括して管理ができないか、または植木関係と清掃関係を分けることなども検討している。【管理課長】

◆現状、事業ごとに委託しているのは、職員がある程度管理をおこなっているから、という理解で良い

のか。【出雲委員】

○現状、職員が行っているのは、園内灯の電球替え、遊具の板の取り換えなど、苦情・要望に対しての小さな補修である。先ほど申し上げたのは公園内の総合的な管理・メンテナンスで、巡回パトロールをして壊れた個所の発見・修繕、樹木の管理などの業務をトータルにお願いできないのかといった内容である。【管理課長】

◆それは事業ごとなのか、公園ごとなのか。【出雲委員】

○公園ごとに1週間で全部回って見てもらって、悪いところがあれば補修してもらうことなどを含めてできないものかという考えである。今も、例えば草刈りについては5つ6つの公園をまとめて委託しているが、除草については市内の大半の公園、児童遊園をシルバー人材センターに委託しているという状況である。今後、児童遊園を含め都市公園全体の管理について、職員は定期的に巡回することができないので、トータルな管理・メンテナンスについていろいろな方法を検討している。ただ、業者の専門性もあり、清掃、トイレのし尿処理、草刈り等全部を複合的に行える業者がいればいいが、市内では見つからない、また、高齢者の雇用機会の確保といった点からも市としての役割があるため、なるべくまとめていきたいという考え方である。【管理課長】

◆それはいつ頃実施されるのか。【出雲委員】

○今後児童遊園を都市公園と同じように管理する方向性で検討しているところなので、それ以降になると思われる。【管理課長】

◆どの程度効率化が見込めるかの試算は行っているか。【出雲委員】

○まだ維持管理のための職員が、臨時職員を含めて3人おり、そこで一括管理を委託すると、二重投資になるので、そのあたりを含めて検討しなければならないと考えている。【管理課長】

◆一つの公園を一括で全部委託というのは難しいと思うが、その選択肢を検討しつつ、既存の職員と委託の効率化を両立しようとしているという理解で良いのか。【出雲委員】

○一括で委託が可能であれば、例えば草刈りやせん定に適した時期に業務を行ってもらえと考えられ、現状、市民からの苦情があってそれに対応する形をとっているので、業者を使うことによって細かい対応が可能になるのではないかと考えている。【管理課長】

◆現状、委託契約の場合、年何回、月何回、作業を行ってもらうという契約内容だと思うが、市民からの苦情があってからそれに対応するというのは、例外的なケースなのか。【出雲委員】

○例えば草刈りについて予算上の問題もあり、年3回以内にしたいところが市民からの苦情があると対応しなければならなくなるが、年3回のところを4回5回と回数を増やすのは予算的に難しく、時期を見ながら、委託している状況である。【管理課長】

◆現状で公園の設置要望はあるのか。【出雲委員】

○設置要望はない。【管理課長】

◆老朽化が問題になっているということなので委託化を視野に入れながら、維持、あるいは廃止の方向性にあるという理解で良いのか。【出雲委員】

○都市公園法の中では、公園を減らすにはある程度理由付けが必要になってくるので、公園として機能していないから減らすということとはできない。開発により作ったものは、公園として市が維持管理をするという前提のもと土地の帰属を受けているので、市がそれは必要ないからという理由で処分することはできない。公園として位置付けたものに関しては、減らすのは難しい状況である。【管理課長】

◆それでは公園については減らすのではなく遊具を修繕したり、入れ替えながら維持していくという方針で良いのか。【出雲委員】

○今ある遊具については現状維持、老朽化による遊具の撤去後、設置要望のない個所については遊具を撤去した状態で維持管理をしていく。【管理課長】

◆地方自治体で施設の維持管理について計画を立てて維持管理を行っていくという状況だと思うが、予定はあるのか。【出雲委員】

○毎年、公園及び児童遊園の遊具の点検については行っている。老朽化しているものについての対応は第一義的なもので、そのコストについては減らすことはできない。【管理課長】

◆お金もかかるので、ある程度長期的に計画を立てて行うべきだと思うが、どうお考えか。【出雲委員】

○補足として申し上げる。ご質問の内容は総務省から全自治体に通知のあった公共施設等合管理計画に関するものだと思うが、本市としてはそれについては来年度から本格的に実施する予定になっている。その中で固定資産台帳に関して、別に総務省から新公会計制度というものの通知もあり、複式簿記を導入した会計方法の導入などに関わるものだが、新公会計制度と固定資産台帳の有無については密接に関わりがあるため、それを含めて来年度から実施する予定でいる。その中に道路や公園のインフラ資産も含める形になっているので、それを踏まえた形で今後検討がされるようになってくると考えている。【財政課長】

◆東京 23 区内だと、公園にまつわるトラブルがあると思うが、カラス、ホームレスの問題は公園維持管理の対象になっているのか。【船越副委員長】

○維持管理の対象にはなるが、苦情について、ハトに餌をやる人がいるので辞めさせてほしいといった相談はあるが、以前よりは減っている。【管理課長】

◆日常的にかかる経費と、長期的にかかる経費について内容的に分けて計算しているのか。【船越副委員長】

○長期的に予算立てしているものというのは公園維持管理の中ではない。修繕について古くなったトイレの解体などは考えられるが、この事業については通常の維持管理経費、ランニングコストとみていただければと思う。【管理課長】

◆児童遊園と都市公園の担当部署が違うということだが、将来的にはまとめていく方針なのか。【船越副委員長】

○児童遊園の維持管理はすでに公園管理係で行っている。ただ、トイレの改修については子育て支援課で行っているので、来年度以降については、その業務を公園管理係の中に持っていきたいという意向でいる。【管理課長】

◆いただいた資料の中で最も新しいのが、たまべ公園だと思うがその新設の理由を伺いたい。【和田委員長】

○開発指導要綱の中に、ある程度一定規模を開発するに当たっては公園を作らなければならないという決まりがあり、その開発に併せて整備された公園である。【管理課長】

◆それを市で受け入れると相当なコストがかかると思われるが、その維持管理を開発業者に依頼することはできるのか。【和田委員長】

○開発業者は住宅販売目的であり、緑地の確保、公園は市の帰属というルールで行っているのので、もらえないと断ることはできない。公園管理を開発業者に任せた場合、管理を怠りほったらかしになる恐

れもある。【管理課長】

◆戸建がどんどん増えるので、どこかで歯止めをかけなければならにと思う。増やさないために都市計画との連携する必要があるのではないだろうか。【和田委員長】

○開発の条件の中にルール付がされているので、その改正がない限りは、例えば近くに公園があるからといって、公園を作らないということは現状ではできない。【管理課長】

◆法律や条例が現状にそぐわなくなっていると思う。【和田委員長】

○その決まりがなくなると一定の緑や遊び場を確保できなくなってくる。地域の方に貢献するという意味でも今は一定の規模の中で公園を整備していただくのが条件付けになっている。【管理課長】

◆遊具を三つか四つに限定する、例えばブランコ、シーソー、滑り台に限るということはできるのか。市民の要望どおりにしているときりがないので限定してそれを維持管理するということは可能か。【和田委員長】

○できないこともないと思う。ただ今回、市制施行 60 周年で子ども議会が開催された。小中学生の意見の中で、「昭島は遊び場が少ない」「遊具が少ない」「外で声を出すと怒られる」といった子ども側の率直な意見が聞かれた。どうしても今は、大人の意見に左右されがちであり、それに歯止めをかける面でも、いろいろな方に利用していただくという観点からも、この公園には幼児用の遊具がある、この公園には高齢者用の健康遊具があるといった差別化をするという意味でも、公園遊具は多種多様であっても良いと考えている。【管理課長】

◆委託先にシルバー人材センターが多いが、定期的な公園の巡回、安全確認など、現在職員がしている業務をシルバーに委託するという考えがあるか。【和田委員長】

○現在シルバー人材センターに請け負っていただいている草刈り、トイレ清掃、清掃活動にプラスして月に一回程度の巡回をお願いするのはどうかと考えている。【管理課長】

◆正規の職員が直接維持管理を行うのではなく 3 年先、5 年先といった視点から公園維持をどうしていくか考え、ランニングコストは委託していった方が良いというのが意見である。【和田委員長】

○単価的にどうなってくるかわからないところもある。遊具は目に見えないところで錆びが出てくるなど、専門性の高い点検も必要であり、一業者だけに任せるわけにもいかないところもある。【管理課長】

◆ありがとうございました。質問は以上とする。評価シートをご記入いただきたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号 2 商工団体補助事業【説明員：中野産業活性化室長、東山産業振興係長】

産業活性化室長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆事前の質問事項への回答の中で「経営指導員が長期にわたり担当を続けていく中、事業者との間で「慣

れ」が生じる可能性がある」という問題に対し、担当職員の入れ替えで対処していく方針との回答をいただいたが、いっとうするという具体的な案はあるのか。【竹井委員】

○「慣れ」が生じる可能性があるという話であり、商工会の事務局長にはこういったことが生じないような対策を講じていただきたいということは常々申し上げており、担当者の入れ替えでリフレッシュを図るという方法も提案をしているところである。【産業活性化室長】

◆市からの補助金の中に経営相談事務費と経営改善普及事業指導事業費があるが、それぞれどの様に使われているのか。【竹井委員】

○経営相談事務費 3,000 千円と経営改善普及事業指導事業費 1,200 千円という内訳になっているが、主に事務職員の人件費に充てられている。【産業活性化室長】

◆毎年補助金額がほぼ同じようだが、予算計上の際には過去の実績を踏襲するのか、それとも当該年度の決算内容あるいは翌年度の事業計画に基づいて金額を設定しているのか。【竹井委員】

○金額の決定に際しては予算編成期前に予算案をお示しいただく中で、昭島市の財政事情、商工会からの要望を加味しながら決定している。その後の補助金の申請に際しては更に詳細な事業計画書も添付してもらっている。【産業活性化室長】

◆繰越金がかなりあるように思われるが、そのことで補助金の額を減らすことは考えないのか。【竹井委員】

○繰越金の額の多寡については年度によって若干開きがある。基本的には予算編成期と繰越金の確定時期はずれる。事業の継続性から年度当初にはそれなりの額の繰越金も必要であると考えており、現状の金額であれば、それによって予算を減額するという考えはない。繰越金額が年度末にならなければ確定しないので、その観点から補助金額を予算計上するという考えではない。【産業活性化室長】

◆予算計上額と決算額とでは必ず差が出てくると思われるが、それによって毎年予算を調整していくという作業はしているのか。翌年度の事業計画を立てて、その試算から予算額が決定されるものと思われるが、実際の決算額とは多少の差が出てくる。それを繰り返した中、見直しがなされた上で予算額が決定されるのか。【竹井委員】

○前年、前々年の事業実績や収支決算を、今後の予算を勘案する材料にはしているが、具体的な予算と決算の差から計算するというようなことはしておらず、あくまでも事業内容と決算額を複数年みながら査定を行っている。【産業活性化室長】

◆商工会の職員側からすると人事異動によって各市の商工会を回っているため、昭島市と他市の比較ができると思う。各市の商工会への補助額について比較ができると思われるが、それについてはどうお考えか。【出雲委員】

○商工会、商工会議所に対する補助は 26 市のほとんどで実施しているが、その額は市によって開きがある。それは各市の産業活性化施策への考え方によって違うと思われるが、人事異動の対象は一般職員なので、各市の差を知っていたとしても具体的に「他市はいくらだったからこうしてほしい」というような要望は今のところはない。【産業活性化室長】

◆現在の流れとして、団体に対しての補助という考え方から事業に対する補助へと考え方が変わってきていると思う。くじら祭やプレミアム商品券のように商工会が実施する事業に対して補助額がいくらかという考え方を拡大していく方向はあるのか。【出雲委員】

○ご指摘の通り、くじら祭とプレミアム商品券を除く部分に関しては団体に対する包括的な補助となっ

ている。事業への補助という形態をとると具体的な事業査定が必要になってくるとわれ、商工会の経営指導などは数値化による評価が難しい部分があると認識している。【産業活性化室長】

◆どれくらいの成果があったかというのは計ることが難しいかもしれないが、この事業にいくらかかるというのは分かると思う。【出雲委員】

○一つの考え方として検討させていただくが、商工会の活動そのものに対する支援として、市としてこのような形態をとっており、当面はそのまま包括的な補助を行っていく考えている。【産業活性化室長】

◆プレミアム商品券について伺う。市の商工会加盟店で使えるのか、あるいは市内の商店だったらどこでも使用可能なのか。【出雲委員】

○商工会に加入していなくても登録をすれば使用できる。【産業活性化室長】

◆登録率は高いのか。【出雲委員】

○登録率は低い。ほとんどが商工会加盟店である。【産業活性化室長】

◆商品券にしてもお祭りにしても、そういった新しい事業を市が始めようとするときに、商工会以外が受け皿になる可能性はあるのか。

○プレミアム商品券に限っていえば、実情としてはないという認識である。【産業活性化室長】

◆市内の商店にどこかにエントリーしてもらい、あるいは特定のスーパーなどで使えるようにするなど、他の方法も考えられ、商工会を通す必然性が分からないがどうなのか。【出雲委員】

○商品券については市内で商品券を使っただき、市内の商業を活性化させる目的である。こちらとしてもなるべく多くの商店に参加してもらうのが重要なことであると考えている。市全体の商業を考えると、商店を束ねられる組織である商工会が実施の主体として最適であると考えている。【産業活性化室長】

◆販路を限定してしまうとその目的が果たせないように思われる。産業の活性化、消費の落ち込みの抑制というよりは、包括的な補助に加えて商工会を別のかたちで支援するものともとれるがどう思われるか。【出雲委員】

○プレミアム商品券は商工会の加入の有無にかかわらず、昭島の商店がある一定の枠の中で利用できる制度として市は認識しており、商工会会員の制度ではなくあくまでも消費税増税を受け、それへの消費の落ち込み対策として市内全域の商店の活性化を図っていくものと考えて行った。結果的にそこに参加した商店が少なかったということについては反省点があるが、決して商工会への支援という考えで実施した訳ではない。【産業活性化室長】

◆プレミアム商品券の事業費のうち商工会に残るのはいくらなのか。【出雲委員】

○プレミアム商品券の発行は平成 26 年度で、市から 8,000 千円を支出している。平成 25 年度のプレミアム商品券に関する費用 3,000 千円は事務費である。事務費に関しては広告、印刷などの経費で商工会が支出したものに充てられた補助金である。残りの 8,000 千円がプレミアム部分である。【産業活性化室長】

◆それを市でやることはできないのか。【出雲委員】

○400 件ほどの商店が換金作業を週 1 回行うため、換金作業の事務量を考えると市ではできない。プレミアム商品券について補足として申し上げる。額面 1 億円の商品券に対して 10% の 10,000 千円がプレミアム分として市中に出ているが、うち 8,000 千円を市が補助金として交付し、残りの 2,000 千円は事業主である商工会自らが負担している。【産業活性化室長】

- ◆換金する部分の予算は事業説明シートのどこに含まれているのか。先程の説明によると印刷費などの事務費に 3,000 千円支出されていて、実際の換金作業にかかる経費はどうなるのか。【船越副委員長】
- 事業説明シートの②コストと財源内訳欄の平成 25 年度補正後額 33,500 千円のうち 8,000 千円が繰越明許費として 26 年度に繰り越されており、それを原資として換金に充てられている。【産業活性化室長】
- ◆商工会に対する市の発言権はどのくらいあるのか。【船越副委員長】
- 商工会は法律に基づいて定められた団体であるため、発言することは可能だが指導といったものではない。ある程度任意で行っている事業、地域振興事業等に対するアドバイスをする機会はある。【産業活性化室長】
- ◆商工会に対し監査を行う考えはあるのか。補助するだけでなく具体的にその通りに使われているかどうかをチェックする必要があると思われる。【船越副委員長】
- 商工会という組織の中に理事、監事がいて、その会計に対しチェックを行っている。それを経て総会を行い、その中で予算決算が承認されている。その総会には出席しているが、具体的な帳面などのチェックは行っていない。【産業活性化室長】
- ◆株式会社などでは会計士による監査が義務づけられており、非営利団体といえども必要なのではないかと。補助を行っているだけで内容を見ないのは問題なのではないかと思われる。商工会の収入の半分、全体の 52%が補助金で賄われている。そのくらいの規模を補助しているとなると何らかのチェックが必要だと思う。【船越副委員長】
- 補助金の使われ方、適正な使途という意味ではもっともな意見であると感じるので、折を見て機会を設け商工会と調整していきたい。【産業活性化室長】
- ◆補助事業が商工業、建設業の振興や商店街の活性化を図ることを目的としているとあるが、例えば会員数の推移としてはどうなのか。【船越副委員長】
- 減少傾向にある。【産業活性化室長】
- ◆効果として会員数拡大に結び付いていないという認識はなのか。【船越副委員長】
- 商工会自身も会員数の減少については危機感を持っており、年度当初の活動計画の中にも会員増強を謳って努力をしているところである。【産業活性化室長】
- ◆補助としてはくじら祭とプレミアム商品券の事業への補助をつけているが、他に何か別の観点から補助をする予定はあるのか。【船越副委員長】
- 今のところはない。【産業活性化室長】
- ◆東京都と市の補助割合は具体的に決まっているのか。【村上委員】
- 決まっていない。【産業活性化室長】
- ◆都の方も監査や評価体制がないのか。【村上委員】
- 組織内の会計監査という制度はあるが、外部監査はない。【産業活性化室長】
- 市の監査員は財政援助団体監査というものが法で定められているので、権限を持っている。ただ補助団体はいくつもあるので順番ということになる。自分たちも監査員として団体の監査を行ってきている。【企画部長】
- ◆市として監査員の方が監査したから大丈夫というのではなく報告は受けているのか。【村上委員】
- 監査員が監査を行う場合についていえば、市の担当課の職員が立ち会うことになる。【企画部長】

◆会員が減少傾向にあるということだが会員になる要件、例えば資本金いくら以上などの要件はあるのか。個人事業主でもなれるのか。【村上委員】

○事業規模による要件は設けていない。【産業活性化室長】

◆年度初めには事業計画を提出いただいているということだが、事業そのものの進行状況について、経営指導員が指導した成果について、それをチェックする機能が必要だと考えるがそれについてはどうお考えか。1千件指導を行って成果はあったのか。【村上委員】

○経営指導における成果の判断について、数値化したものは設けていない。できるかどうかも含めて検討させていただきたいと前回ご説明申し上げたとおりである。それについてなにもしないままではいけないと認識はしている。経営指導によって売上高、納税高、従業員数の増加が図られるのが成果かという、景気の問題もあるので、成果の捉え方を考えると難しい。なにかしらの取組の必要性は感じている。

◆市としてはくじら祭も含めてマンネリ化、硬直化の傾向ありと捉えていると思われるが、商工会自体は事業展開、進行状況についてどう評価しているのか。【村上委員】

○実務に従事している経営指導員という職員の部分と、会員が1600いる。総会や理事会等でどういう研修をしてどういう結果に結びついているのかという検証は必要であると考えている。ただくじら祭については42年続いている伝統がある行事であり、来場者数についても近年は高い数字を記録している。くじら祭については市民の皆さんから高い評価をいただいている事業であると認識しているので、商工会の通常業務とは切り離して考えていただきたい。【産業活性化室長】

◆いろいろな考え方の市民がいるということを確認していただき、商工会としてどの様にくじら祭りを盛り上げていこうとしているのか考えていただきたいということを意見として申し上げておく。【村上委員】

◆事業説明シート②コストと財源内訳について、平成25年度当初予算22,500千円だったものが25年度補正後額は33,500千円になっている。11,000千円増えたのは事務費としての3,000千円+翌年度に実際に使われる8,000千円という説明だったと思う。それが25年度決算額は当初分+事務費3,000千円で25,500千円になっている。そうすると翌年度に繰り越される8,000千円は26年度当初予算額の23,500千円に含まれ、商工会、くじら祭への補助が減額になっているという理解で良いのか。【和田委員長】

○26年度当初予算額の23,500千円には8,000千円は含まれない。【産業活性化室長】

◆それはどのような決算になるのか。【和田委員長】

○繰越明許費といって、翌年度に繰り越すことを明らかに認められている予算として、25年度予算として26年度に繰り越す。それを26年度に使用した分として決算する。予算上は26年度予算ではないのでここには載っていない。分かりづらいので今後は備考欄に記載するように調整させていただく。【財政課長】

◆そうするとここに記載されている25年度の決算は最終のものではないと理解すれば良いのか。【和田委員長】

○25年度の決算はその金額である。8,000千円は26年度の決算書の中に繰越明許分の決算として記載される。【財政課長】

○企業会計と役所会計の一番の違いで、役所会計は基本、単年度収支で歳入・歳出を計上する。特例と

して一部歳出で組んだものを翌年度に繰り越しても良いことになっている。役所は現金主義で、現金の支払いがあったものに関して決算する。企業は長い期間の一通過点としての決算を行うが、役所は一回決算するとすべてを閉鎖し、使わないものを翌年度に繰り越す。ということになると予算では翌年度のものになくても決算では自動的に翌年度に入ってしまう。市民にとっては分かりにくい仕組みであると思われる。【企画部長】

- ◆平成 25 年度当初にはプレミアム商品券のことは載っていない。補正で出てきたものであるが、プレミアム商品券を発行して産業を活性化させようと持ちかけたのは市側からなのか、商工会からなのか、どちらからの発案か。【和田委員長】

○商工会からの要請による予算措置である。このプレミアム商品券は消費税率が 5 % から 8 % に増税されたことによるもので、25 年度当初段階では増税についてはっきりと決まっていなかった。その時点で商品券という具体的な案はなく、平成 25 年 10 月に翌年 4 月から 3 % アップが決まった。【産業活性化室長】

- ◆市として 3,000 千円の事務費とプレミアム分 8,000 千円を支出した。効果確認はどの様にされるのか。【和田委員長】

○商品券は 4 月から 7 月末日までの 4 か月間使用可能だったので、商店が 1 か月後の 8 月末までに商工会に持って行き換金するという作業が終わった段階である。これから実績報告をいただくところであるがほぼ 100% に近い商品券が商工会に回収され換金されているという状況は確認している。それと合わせて実感として市民の皆さんから 10% 税率以上のお得感があり、嬉しかったという声、商店側としても消費の冷え込みもなく税率引き上げ前と同じような売上げを保つことができたという声が多く寄せられている。【産業活性化室長】

- ◆感想だけではなく数字上の効果も検証の必要があると思われる。1 億円分の商品券を作った結果的に消費が落ちなかったことに対し一定の評価があると思う。消費が増え、売上げが伸びたということであれば更に評価できると思うし、落ちた場合にはなぜ落ちたのか、そういった検証はすべきだと思う。時間、人手、お金をかけて検証をしないというのは市民として納得できない。【和田委員長】

○少なくとも 1 億円に対し 1 千万が市内に流通しているというのは事実である。その中で各事業者がどのような売上げ状況であるかを実施主体である商工会が具体的なアンケートなり効果測定はしていないと思われるので、そういった検証をしていくことについて商工会 に検討してみるよう要請していきたい。【産業活性化室長】

- ◆市としては補助金を出すので具体的な事項については効果の確認をしてほしいということを要求していくべきだと思う。【和田委員長】

○商店数も多く、事業を実施することによって事務量も増えているので、検証が可能かどうかを含めて話し合いの中で提案させていただき、市側としては効果検証の必要性についてのご意見について充分受け止めているので商工会の意見も聞きながら検討させていただきたい。【産業活性化室長】

- ◆質問は以上とする。評価シートをご記入いただきたい。【和田委員長】

記入後、連番で評価発表。

- ◆以上で終了とする。本日はありがとうございました。【和田委員長】

～閉会～